

## 目次

- 2 | 休日診療当番医
- 3 | 町からのお知らせ
- 10 | まちのわだい
- 11 | イクフレ
- 12 | 暮らしのガイド
- 19 | ふるさとふちゅう再発見  
町制施行90周年記念特別企画
- 20 | 魅力発信まち記者レポート

### 広報ふちゅうなどの配布について

広報ふちゅうや行政配布物のお届けには1週間ほどかかる場合があります。業者が配布する町内会・自治会の地域にお住まいで未配の場合は、お手数ですが下記の業者にお問い合わせください。

(株)ヒューマンネット (委託業者)  
(☎926-1661)

◆業者委託の対象地域は町HPでご確認ください。



### 町の人口 (6月1日現在)

人口 51,693人  
男 25,377人  
女 26,316人  
世帯数 24,063世帯

### 休日診療当番医



7月5日 (日)	ソレイユ眼科(眼科) 大須2-1-1 ☎561-0123
7月12日 (日)	岡原内科皮膚科クリニック(内科) 大須1-19-19 ☎561-0303
7月19日 (日)	太田整形外科 (整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科) 大通2-10-8 ☎510-5107
7月20日 (月・祝)	すくすくキッズクリニック(小児科) 大通2-8-21 4階 ☎286-8686
7月26日 (日)	みはら内科クリニック (内科・消化器内科・循環器内科) 大通2-8-21 2階 ☎286-1177
8月2日 (日)	天神川 なかむら内科 (内科・呼吸器科・糖尿病内科) 大須1-17-22 ☎890-0077
8月9日 (日)	やまだ眼科(眼科) 青崎中24-26 3階 ☎287-2123
8月11日 (火・祝)	わたえだ皮膚科クリニック (皮膚科・アレルギー科) 浜田3-9-3 ☎508-1112

## 【第4回】 将来のまちのあり方について考えていきます 市になると変わることを、変わらないこと

☎ 政策企画課企画調整係 (☎ 286-3121)



4月から広報ふちゅうでお伝えしているとおり、町では、持続的なまちの発展や活性化につなげるために、単独で市になること(市制施行)を含めた単独自治のあり方について今年度中をめどに検討を行っています。

今回は、府中町が単独で市になる場合、何が変わり、もしくは変わらないかについてご紹介します。

### ご質問にお答えします

#### Q. 広島市と合併するの？

A. 合併ではありません。府中町が「単独で市になる」ことを検討しています。

#### Q. 新しい市の名称はどうなるの？

A. 11月に実施する住民アンケートで広くご意見をお伺いし、審議会での議論を踏まえたうえで検討します。

みんなで考えましょう!

### 住民の皆様への説明会 を開催します

住民の皆様へ直接お伝えし、取り組みを知っていただくため、次のとおり説明会を開催します。

#### ●全住民向け(申し込み不要)

- ① 7月25日(土) 午後5時～  
くすのきプラザ 2階認定こども園つばめホール
- ② 8月8日(土) 午後5時～ 南公民館 大ホール

※南公民館の場合、南交流センター・区画整理事務所を臨時駐車とします。

※駐車スペースの関係上、できる限り車以外での来場にご協力ください。

#### ●町内事業者向け(要申し込み)

7月31日(金) 午後6時30分～  
安芸府中商工センター 2階会議室

※電子申請(QRコード)からお申し込みください。



町内の団体向けに町の職員がお伺いしてご説明することもできます。政策企画課企画調整係へお問い合わせください。



## 府中町が単独で市になる場合に変わること・変わらないこと

## ●自治体の名称・住所表示

市になることで、「府中町」が「〇〇市」に変わり、「安芸郡」が無くなります。府中町役場の場合、住所表記は次のとおりです。

## 【現在】

広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号

## 【変更後】

広島県〇〇市大通三丁目5番1号

## ●行政サービス

一般的には市になると、生活保護や児童福祉などの業務を行う「福祉事務所」を設置する必要があります。府中町の場合、既に設置しているため、大きな変化はありません。また、現在、他の自治体と共同で行っているごみ処理、し尿処理などといった行政サービスについても継続することとなり、変化はありません。

なお、一部の事務については県から移譲を受けることになります。

- ・騒音などの規制地域の指定、規制基準の設定
- ・墓地などの経営許可、立入検査、報告要求など

## ●税金・料金

市になることで、町の税金や介護保険料などから料金が変わることはありません。また、所得税（国税）や自動車税（県税）の税率も変わりません。

## ●職員の給与・報酬

市になることで、町長以下職員や町議会議員の給与・報酬が自動的に変わることはありません。

## ●選挙

町と市とでは、告示日や供託金、使用できるはがきの枚数などに違いがあります。

項目		町の場合	市の場合
告示日		選挙の5日前まで	選挙の7日前まで
供託金	首長	50万円	100万円
	議員	15万円	30万円
選挙運動に使用できるはがきの枚数	首長	2,500枚まで	8,000枚まで
	議員	800枚まで	2,000枚まで
選挙運動に使用できるビラの枚数	首長	5,000枚まで	16,000枚まで
	議員	1,600枚まで	4,000枚まで

## ●議会

町と市とでは、招集告示や議決事項などに違いがあります。

項目		町の場合	市の場合
議決を必要とする事項	工事契約など	5千万円	1億5千万円
	財産の取得 売買	700万円	2,000万円
議長による臨時会招集		6日以内	10日以内
議会招集の告示日		開会日の3日前まで	開会日の7日前まで

なお、県議会議員選挙の選挙区は、法律で定めるルールに基づき、都道府県の条例で定めることとされています（政令市を除き市単位が基本です）。

# 夏の体験学習！参加者募集

公民館の定期活動グループは、学習成果を地域に還元する活動を行っています。

## 学習ボランティア活動 府中公民館 (〒735-0006 府中町本町 2-15-1 ☎286-3276)

※お茶や適宜動きやすい服装や汚れてもいい服装で。

番号・活動名(講師)	日時	対象	定員	参加費	持ってくるもの・備考
①スポーツ吹矢体験教室 (日本スポーツウエルネス吹矢協会安芸府中支部)	7/18(土) 13:30~15:30	小学4年生以上	5人	100円	
②新体操の練習・柔軟 (キートス新体操クラブ)	7/22(水)・7/29(水)・8/5(水) 男子 16:00~17:00 女子 16:30~17:20	3歳~中学生	何人でも	無料	タオル ※1人1回のみ
③革の小物を作ってみよう！ (レザークラフト)	7/24(金) 10:00~11:00	小学生	20人	500円	エプロン(あれば) ※保護者同伴可
④お米のまるパンに挑戦！！ (男の料理)	7/24(金) 13:30~15:30	小学生	30人	500円	エプロン、三角巾、マスク、 手拭きタオル
⑤「俳句」って何？「5・7・5」って？ (つばき俳句会)	7/26(日) 9:30~11:30	どなたでも	10人	100円	筆記用具
⑥手話でゲームを楽しもう！ (手話サークルどんぐり)	7/26(日) 10:00~12:00	どなたでも	10人	無料	タオル
⑦陶芸で箸置き、マグカップ作りに挑戦！ (陶美【陶芸】)	7/26(日)・8/23(日) 10:00~12:00 8/30(日)11:00~12:00	小学生	8人	500円	エプロン、タオル ※全日参加、保護者参加可
⑧空手道体験～突き・けりをやってみよう～ (安芸府中空手道スポーツ少年団)	7/26(日) 14:30~15:30	小学生以上	10人	無料	タオル
⑨バウンドテニスの楽しさを知ろう！ (スマイルクラブ【バウンドテニス】)	7/28(火) 10:00~11:30	小学生	20人	100円	体育館シューズ、タオル
⑩手作りシールを作ろう！ (パソコン・スマホ午前)	7/28(火) 10:00~12:00	小学生	10人	500円	筆記用具
⑪手作りストラップに挑戦！！ (パソコン・スマホ午後)	7/28(火) 13:30~15:30	小学生	10人	500円	筆記用具
⑫クラフトテープでコースターを作ろう！ (ちくちく手芸部)	7/29(水) 10:00~12:00	小学生	10人	300円	
⑬万華鏡作り (千草会)	7/29(水) 10:00~11:30	小学生	10人	200円	
⑭カンフー体操Ⅰ・Ⅱ (府中太極拳教室)	7/30(木) 10:00~11:00	幼児~中学生	何人でも	無料	タオル、体育館シューズ ※幼児は保護者同伴
⑮楽しい絵画教室 (油絵 赤練架)	8/2(日) 10:00~12:00	小学生	15人	無料	画材道具
⑯水彩画を描いて楽しもう (水彩画 水曜会)	8/5(水) 13:00~15:30	小学生	10人	無料	画材道具、 画用紙(大きさ自由)
⑰卓球を楽しもう (浜の尻卓球会)	8/7(金) 15:00~17:00	小学3年生~中学生	10人	無料	シューズ、タオル、 ラケット(あれば)
⑱ビーチボールバレーの体験会 (りぼん)	8/8(土) 15:00~18:00	小学生と保護者	10組	無料	シューズ、タオル

### 夏休み体験キッズ！（府中公民館）

日時	内容・講師・持ってくるもの
①7月21日(火) 10:00~11:30	未来のエコカー教室 ～自分のエンジン模型を作ろう！！～ 講 馬場 真一さん(米農家) 持 筆記用具
②7月30日(木) 10:00~11:00	明治 食育セミナー「ヨーグルトのひみつ」 講 榎 明治西日本支社 食育担当栄養士 持 筆記用具
③8月4日(火) 10:00~11:30	押し花でしおりを作ろう！ 講 藤田 昌子さん(ワールド・プレスフラワー協会) 持 筆記用具、はさみ

所 府中公民館 小ホール 定 600円 対 小学3～6年生  
定 20人(先着順) 申 電子申請(QRコード)

※お茶やタオルを持参するなど、  
暑さ対策をお願いします。



### ふちゅうみなみ大すきキッズ2026夏(南公民館)

日時	内容・講師・持ってくるもの
①7月25日(土) 10:00~13:00	田んぼからお口まで 講 馬場 真一さん(米農家)、出路 千恵 さん(消費生活アドバイザー)、なるほ ど・ザ・生活設計研究会のみなさん 持 エプロン、三角巾、マスク、ハンドタオル
③7月29日(水) 10:00~11:00	明治 食育セミナー「じょうぶな体をつくろう」 講 榎 明治西日本支社 食育担当栄養士
④8月5日(水) 10:00~11:30	南公民館わくわくなつまつり 持 体育館シューズ

所 南公民館 各講座室 定 1,200円 対 小学3～6年生  
定 20人(抽選) 持 筆記用具、お茶(各回共通)

申 電子申請(QRコード) 締 7月17日(金)

※空きがある場合、締め切り後に電話または  
来館で受け付けます。



町からのお知らせ

まちのわだい

イフフレ

くらしのガイド

ふちゅうみなみ

申往復はがきに次の事項を記入して送付してください。

【往信用】 希望の番号・教室名、氏名（ふりがな）、年齢、学年・学校名（小・中学生のみ）、郵便番号、住所、電話番号（兄弟姉妹は1枚のはがきで可）

【返信用】 申込者の住所・氏名

※教室ごとに1枚書いてください。定員を超えた場合は抽選です。

【府中公民館】

注②は希望日と性別も記載してください。

注① 7月14日(火)

【南公民館】

注①は電話でお申し込みください。

注① 実施日の前日、②～⑨ 7月14日(火)、

⑩～⑪ 7月22日(水)

## 1グループ1ボランティア活動

問南公民館（〒735-0026 府中町桃山2-5-1 ☎286-3277）

※お茶や適宜動きやすい服装や汚れてもいい服装で。

番号・活動名（講師）	日時	対象	定員	参加費	持ってくるもの・備考
①和太鼓の演奏体験 (和太鼓衆 奏嬉-SOLE-)	7/4-10/10の毎週出 18:30-20:30	どなたでも	何人でも	無料	
②楽しい卓球体験教室 (成人卓球中級)	7月19日(日) 10:00-12:00	どなたでも	8人	無料	ラケット、上靴、タオル
③小学生卓球教室 (女性卓球ピンポンズ)	7月21日(火) 10:00-12:00	小学3～6年生	12人	無料	上靴、タオル、 体操服（胸に名前）、 ラケット（あれば）
④楽しい卓球教室 (女性卓球コスモス)	7月21日(火) 13:30-15:30	小学3～6年生	10人	無料	上靴、タオル、 体操服（胸に名前）、 ラケット（あれば）
⑤夏休みバレエ体験 (バレエ太陽の子)	7月23日(水) 10:20-12:00	3歳～小学生	25人	無料	タオル
⑥はじめての方もできる楽しい手話 (手話サークルたんばぼ)	7月24日(木) 10:00-11:30	どなたでも	10人	無料	ノート、筆記用具
⑦うちわやハガキの絵手紙で、 あなたの思いを伝えませんか (絵手紙ピーマンの会)	7月24日(木) 10:00-12:00	小学生以上	10人	200円	習字用小筆、水彩絵具、 ティッシュ、描きたいもの (花・野菜・果物など)
⑧ミニ茶会 (茶道部)	7月24日(木) 10:30-11:30	小学生	10人	200円	白ソックス
⑨子ども花遊び教室 みんなで楽しくお花を生けよう！ (池坊 たちばな・さつき会)	7月28日(火) 10:00-11:30	小学生	10人	400円	はさみ
⑩夏休みの課題（習字）にチャレンジ してみよう！（習字クラブ）	8月6日(水) 13:00-14:30	小・中学生	15人	200円	習字道具、新聞紙
⑪魚や昆虫のレイアウトに いろいろコラージュ (アートスタジオブレンズ)	8月7日(木) 16:30-18:30	小学生	10人	500円	鉛筆、絵具セット、油性ペン、 のり、ボンド、貼りたいもの (布・紙・ひも・ビーズなど)

町からのお知らせ

まちのわだい

イクフレ

くらしのガイド

ふるさとこどもゆづ

## 定期活動グループメンバー募集

問マイ・フローラ南交流センター（☎286-3251）

	団体名	活動日時	場所
体操	健康体操A	(月)・(火)・(金) ④第4(月) 9:00～10:00	ホール
	健康体操クラブB	(火)・(木)9:00～10:00	ホール
	カラダ活々 ストレッチ	(木)10:00～12:00	和室
	中高年からの ストレッチ	(月)13:00～16:00	和室
ヨガ	ヨガ同好会	(土)10:00～12:30	和室
	フィットネスクラブ	(水)18:00～20:00	和室
卓球	若葉卓球クラブ	(月)・(金)10:00～11:30	ホール
	ラブクラブ	(土)14:00～17:00	ホール
	ヤマト卓球	(火)16:00～18:30	ホール
	卓球同好会	(水)13:00～16:00	ホール
	ゆず	(火)10:00～13:00	ホール
	Zクラブ	(火)13:00～16:00	ホール

	団体名	活動日時	場所
ダンス	健康エアロクラブ	第4(月)9:00～10:00	ホール
	D-Like Jazz Dance	(日)17:30～20:30	ホール
	モアナカコ フラメイト	(木)10:00～13:00	ホール
カラオケ	府中カラオケ 同好会	(金)13:00～16:00	ホール
手芸	オアシス	(月)10:00～12:30	和室
	ソーイング ひまわり	(金)10:00～13:00	和室





## 清水 希容 さん

(東京オリンピック空手  
女子形銀メダリスト)

# ワクワク! チャレンジスポーツDAY

申問 社会教育課スポーツ振興係 (☎286-3272)

空手を体験できるイベントです。東京  
オリンピック女子形銀メダリストの清水  
希容 さんと一緒に空手を楽しもう!

時 8月22日(土) 午前10時~午後2時30分

①午前10時~10時45分	空手未経験の小学生向け。保護者と一緒に空手を体験できます!
②午前11時~11時45分	
③午後1時~2時30分	空手の経験がある小学生向け。トップアスリートから空手を学びます!

所 くすのきプラザ 2階認定こども園つばめホール

対 町内在住・在学の小学生とその保護者 定 各部小学生40人(抽選)

持 運動できる服装、飲み物、室内用運動靴

◆申し込み方法など詳しくは町HPをご覧ください。



### ●同時開催! 激ムズチャレンジ(申し込み不要・入場自由)

成功確率1%! 思わず何度もチャレンジしたくなる、大人気スポーツイベントです。

時 8月22日(土) 午前10時~正午、午後1時~2時30分 対 小学生

持 運動できる服装、室内用運動靴

この事業は、(公財) ライフスポーツ財団から子ども活動支援金を受けて実施します。



## 平和関連の行事

~自分から伝えていこう世界の平和~

### ●府中町原爆死没者の慰霊式・平和祈念式

時 8月6日(木) 午前8時~

所 慰霊碑前(役場前河川敷)

※当日午前8時15分をはじめ、8月9日(日)午前11時2分、8月15日(土)正午にも黙とうをさげるためのサイレンを鳴らします。

問 総務課庶務係 (☎286-3131)

### ●原爆詩の朗読会と家族伝承講話

時 8月1日(土) 午前10時~正午

所 南公民館 ホール

内 原爆詩の朗読(朗読の会「藍」新田 弘子さん・宮崎 清子さん、町内小学生のみなさん)、家族伝承講話(広島平和文化センター家族伝承者)

問 南公民館 (☎286-3277)

### ●平和を広めるおはなし会

時 8月8日(土) 午後1時30分~3時

所 府中公民館 小ホール

内 紙芝居『白旗をかかげて』・絵本『朗読詩ひろしまの子』の朗読(中村 竜也さん)、絵本『ドームがたり』・原爆詩の朗読(恵村 栄子さん)など

対 小学生以上

問 府中公民館 (☎286-3276)

### 広成建設特別協賛

## 第25期村山聖杯将棋怪童戦 参加者募集

問 中国新聞企画サービス「村山聖杯」係 (☎236-2244)



町出身の棋士  
故・村山聖九段

時 8月16日(日) 開会式 午前9時30分~  
(午前9時受付開始)

所 くすのきプラザ

対 未就学児から高校生まで

¥1,000円



申 応募フォーム(QRコード)から

締 7月27日(月)

主催 村山聖杯将棋怪童戦実行委員会

共催 府中町

# 介護保険料のお知らせ

問 高齢介護課介護保険係  
(☎ 286-3235)

口座振替の  
手続きは  
こちらから▶



介護保険制度では3年毎に策定される介護保険事業計画に基づき、介護サービスの費用や地域支援事業にかかる費用を勘案し、必要となる介護保険料を算出します。40歳以上の方が納める保険料は国や自治体の負担金とともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。

## 保険料の決定と納付方法

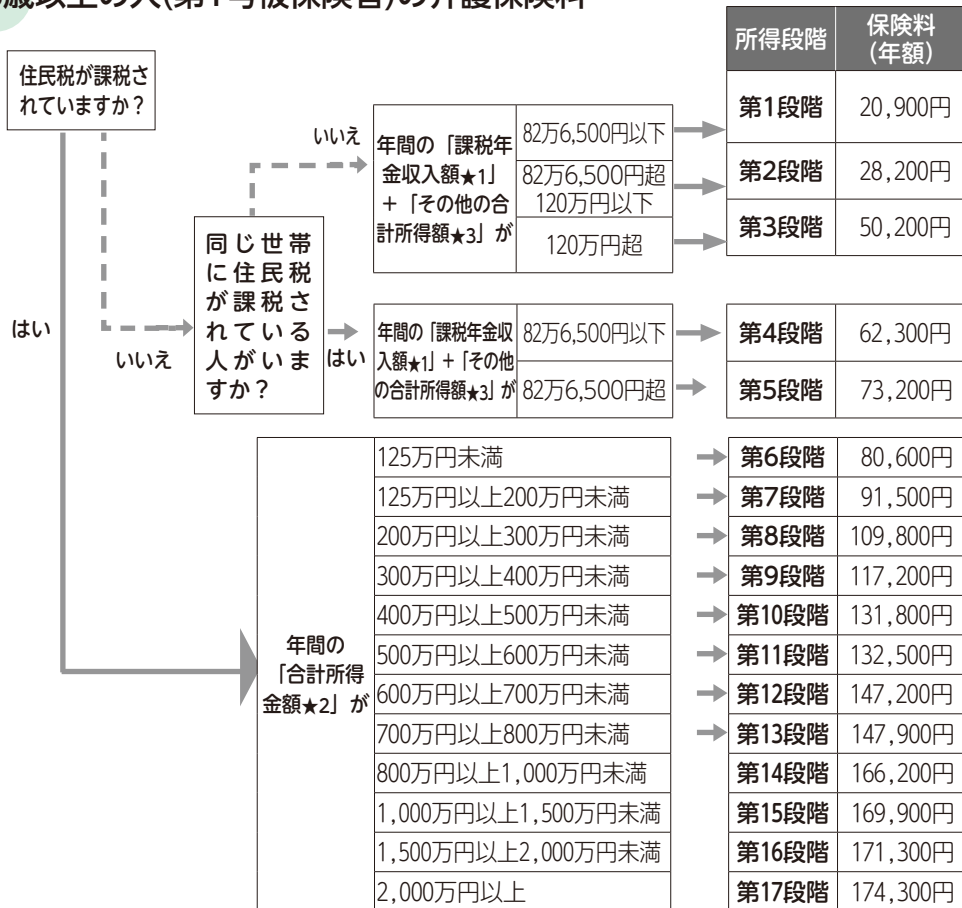
**65歳以上の人（第1号被保険者）** 介護保険法の定めにより、年金の額に応じて2種類に分かれます。

- 年金が年額18万円以上の方は特別徴収（年金から天引き）です。老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金の支払い時に、2か月分の介護保険料が差し引かれます。  
※年度途中で65歳になった場合など、特別徴収に切り替わるまで納付書で納める場合があります。
- 年金が年額18万円未満の方は普通徴収です。保険料額を8回（7月～翌年2月）に分けて納付します。町から届く納付書や口座振替で、期限までに金融機関などで納めます。納付は口座振替が便利です。納付書・通帳・通帳届け出印を持って指定金融機関で手続きしてください。  
※スマートフォンやパソコンからも手続きができます。

**40歳～64歳の人（第2号被保険者）** 加入している医療保険の算定方法により決定します。

加入している医療保険の保険料と介護保険料を合わせて納めます（給与・賞与から天引き）。

## 65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料



### ★1 課税年金収入額

老齢年金や退職年金などの課税対象となる年金の合計額。（遺族年金、障害年金、老齢福祉年金などを除く。）

### ★2 合計所得金額

年金・給与などの総合課税分と株式や土地建物等の譲渡所得（長期譲渡所得・短期譲渡所得は特別控除額を控除した額）などの分離課税分の所得の合計額で、扶養控除などの所得控除をする前の金額（繰越損失がある場合は繰越控除前の金額）。

### ★3 その他の合計所得額

合計所得金額から年金収入に係る雑所得を控除した金額。

## 令和8年度介護保険料の特例措置

令和7年度税制改正により、給与所得控除の最低保障額が引き上げられましたが、令和8年度の介護保険料については、介護保険制度を安定して運営するため、改正前の基準を用いて計算する特別な取扱いを行います。

対象となるのは令和7年中の給与収入が55万円以上190万円未満の方で、給与収入額が変わらなければ、介護保険料は令和7年度と同額になります。

※税制改正により住民税が「非課税」となった場合でも、介護保険料の算定上は「課税」とみなされ、保険料の段階が変わらないことがあります。公平な負担と制度維持のため、ご理解をお願いいたします。

# 後期高齢者医療保険料のお知らせ

☎ 広島県後期高齢者医療広域連合 (☎ 502-3010) 保険年金課年金福祉医療係 (☎ 286-3154)

令和8年度の保険料 保険料額決定通知は、7月中旬に送付します。

年間 保険料	医療分 (限度額85万円)	=	均等割額 (55,090円)	+	所得割額 (所得割率 9.93%)
	子ども分 (限度額2.1万円)	=	均等割額 (1,337円)	+	所得割額 (所得割率 0.25%)

- 所得割額は(総所得金額等 - 基礎控除) × 所得割率で計算します。総所得金額等とは、社会保険料控除等の各種所得控除前の金額のことです。また、退職所得以外の分離課税の所得金額(土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の額)も含まれます。基礎控除額は次のとおりです。

前年の合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円～2,450万円	2,450万円～2,500万円	2,500万円超
基礎控除額	43万円	29万円	15万円	0円(適用なし)

保険料の軽減 次の①または②に当てはまる被保険者には保険料の軽減措置があります。

①均等割額の 軽減(年額)	世帯主・世帯内の被保険者の 前年中所得の合計額			
	「43万円」以下	「43万円+31万円×世帯 内の被保険者数」以下	「43万円+57万円×世帯 内の被保険者数」以下	
軽減後の 均等割額 (軽減率)	医療分	15,425円 (7.2割)	27,545円 (5割)	44,072円 (2割)
	子ども分	401円 (7割)	668円 (5割)	1,069円 (2割)

- ★給与所得または公的年金等の雑所得がある人が2人以上の世帯は「10万円×(給与所得者等の数-1)」を加算します。
- ※昭和36年1月1日以前生まれの人は所得が公的年金の場合、軽減判定の際に上限15万円の控除があります。
- ※軽減判定の際には「専従者控除」、「居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税の特例」の適用はありません。
- ※軽減判定は、賦課期日(令和8年4月1日または資格取得日)時点でを行います。所得等の申告がない場合は、軽減されないことがあります。

## ②健康保険組合等の被扶養者だった被保険者に対する軽減

後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合等(国保・国保組合は除く)の被扶養者であった被保険者は、所得割額の負担はなく、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減になります。この場合の令和8年度の年間保険料額は28,213円です。ただし、均等割額が医療分7.2割・子ども分7割軽減に当てはまる人は、年間保険料が15,826円となります。

## 8月からの後期高齢者医療資格確認書等を送付します

7月下旬に、広島県後期高齢者医療広域連合から「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を郵送します。なお、医療を受ける際にはマイナ保険証または「資格確認書」を提示してください(「資格情報のお知らせ」のみの提示では医療を受けられません)。

広告

# 国民年金保険料の免除・猶予制度

問 保険年金課年金福祉医療係 (☎ 286-3154)



免除・猶予



産前産後

経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合は、「全額・一部免除制度」「納付猶予制度」「学生納付特例制度」があります。制度を利用せず未納のままにしておくと、老齢基礎年金だけでなく、障害・遺族基礎年金を受けられなくなる場合があります。

免除等を受けていた人が、生活に余裕ができた場合、免除・猶予を受けた保険料を10年前までさかのぼって納付できます。(ただし、承認を受けた翌年度から起算して3年度目以降は加算金があります。)

制度の種類	審査対象者／申請年齢	保険料 (月額)	年金受給額 反映割合
全額免除	本人・配偶者・世帯主/ 20歳以上60歳未満	0円	1/2
3/4免除		4,480円	5/8
半額免除		8,960円	6/8
1/4免除		13,440円	7/8

制度の種類	審査対象者／申請年齢	保険料 (月額)	年金受給額 反映割合
納付猶予	本人・配偶者/ 20歳以上50歳未満	0円	反映 なし
学生納付 特例	本人/20歳以上60歳未満 ※大学(院)・短大・高等 学校等に在学の場合。		

## ■「産前産後期間の保険料免除制度」

国民年金第1号被保険者の産前産後期間を対象とした免除制度があります。免除期間は年金を受けるための期間として計算されるうえ、老齢基礎年金額に満額が反映されます。

# 医療費の自己負担金を助成します **ご存じですか?福祉医療制度**

福祉医療制度とは、医療費の健康保険適用分にかかる自己負担金を助成する制度です。

## ① 重度心身障害者・重度精神障害者医療費助成制度

**対** 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・A・B、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの交付を受けている人

※65～74歳で障害認定申請により後期高齢者医療の被保険者となることができる人は、後期高齢者医療の被保険者になることも要件です。また、重度精神障害者医療費助成制度では、自立支援医療受給者証(精神通院)を利用していることも要件です。

**助成内容** 自己負担金の全額※重度精神障害者医療費助成制度は外来のみ対象となります。

**対** 対象者の健康保険がわかるもの、各種手帳(精神障害者保健福祉手帳の場合は自立支援医療受給者証も)、マイナンバーカードまたは通知カード、申請に来られる人の身分証明書

**問申** 福祉課障害者福祉係(役場2階⑥番窓口 ☎286-3161) ※マイ・フローラ南交流センターも可。



## ② 子ども医療費助成制度

**対** 中学生以下の子ども(15歳に到達する日以後の最初の3月31日まで) ※令和9年1月より18歳まで拡充します。詳しくは今後、広報紙などでお知らせします。

**助成内容** 医療機関ごとに、1日500円を超える入院・通院にかかる医療費の自己負担金(一部)を助成  
※通院・入院それぞれ月4日まで。5日目以降は全額助成。市町村税非課税世帯は自己負担金の全額を助成。

**対** 対象者の健康保険がわかるもの、世帯全員のマイナンバーカードまたは通知カード、申請に来られる人の身分証明書

**問申** 子育て支援課こども家庭係  
(役場2階④番窓口 ☎286-3163)



## ③ ひとり親家庭等医療費助成制度

**対** ひとり親家庭の18歳以下(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子ども、その父または母

※所得税非課税世帯(所得税が課税でも、認定となる場合があります。)

**助成内容** 自己負担金の全額を助成

**対** 対象者の健康保険がわかるもの、世帯全員のマイナンバーカードまたは通知カード、申請に来られる人の身分証明書

**問申** 子育て支援課こども家庭係  
(役場2階④番窓口 ☎286-3163)

